

委員からの質問・意見

委員から文書で提出のあった質問・意見は添付のとおりです。

目次

- (1) 寺井 幹雄 委員提出 3
- (2) 梶村 龍太 委員提出 5
- (3) 梶村龍太委員・道津靖子委員・神田京子委員提出 11

1. 感染症共同拠点HPについて

更新がなされていないように思えます。大学から私たち市民に向けた発信がありません。学長からのメッセージや感染症研究施設関係者からの感染症に対する危惧と啓発を含めたような情報発信（例えば現在のコンゴに於けるエボラ感染状況やBSL-4ではありませんが風疹、麻疹の感染状況、今年も発生再開するであろうSFTS、豚コレラ感染の広がり方など）また施設部門からの工事進捗状況とかの情報発信をもっと行うべきではありませんか。HPでの情報発信の少なさ、更新状況の悪さは信用を無くします。民間企業では考えられません。皆さんお忙しいとは思いますがぜひ改善して頂きますようお願いいたします。

2. 建設工事について

工事の進捗状況を教えてください。計画工程通り進んでいるのですか。また、まだ基礎工事の段階でしょうから無いとは思いますが技術的な事から周辺の公衆安全までを含めたところで何らかの「問題」の発生はありませんか。

3. 2月の協議会以降で国、県、市と何らかの協議などがなされたのであれば差支えない範囲で内容を教えてください。

4. 「169項目のリスクアセスメント」についてその後の検討状況を教えてください。また、その状況を踏まえた上での協議はいつ頃議題として上げられる予定ですか。

5. 新年度を迎え当協議会に関係のある人事の変更がありましたら教えてください（国、県、市、大学）

6. 今年度の大学主催「感染症セミナー」的な公開講座の予定等があれば教えてください。また毎年行われている小中校生向け夏休み講座の計画も教えてください。

以上

○ご質問・ご意見

氏名（ 梶村龍太 ）

平野町山里自治会の高谷副会長から別紙のとおり書面が出されましたので、提出します。

※4月17日(水)までに、メール又はFAXにてご送付願います。

なお、この様式以外で送付いただいても結構です。

〒852-8521 長崎市文教町1番14号
長崎大学感染症共同研究拠点
メール: bsl4_jimu@ml.nagasaki-u.ac.jp
電話: 0120-095-819(直通)
FAX: 095-819-2960

2019年4月13日
平野町山里自治会副会長 高谷智

第24回地域連絡協議会 回答に対する意見書・質問書

私は、前回提出した意見書・質問書の末尾に、地域住民としての真剣な思いを記したので、誠実な回答を希望する、と書いた。

けれども、長崎大学の回答を読んで「意見・質問を無視したり、論点をそらして回答している」という感想を持った。

これまで、他の委員からも指摘されてきたことだが、長崎大学は地域住民からの意見・質問に対して、誠実に向き合い、回答する姿勢に欠けていると考える。

「地域の皆様のご質問やご不安等を真摯に受け止め、引き続き、正確かつ分かりやすい説明に努めてまいります」とは単なるお題目なのか。

以下、前回の回答について、再度意見と質問を述べる。

1. 1の②について（施設の安全性について、山積している課題について）

地域住民にとって最も重要な、施設の安全性を100パーセントとするための仕組みづくりについて、私は具体的な項目を挙げて質問を行った。

これに対して、長崎大学からは一切回答が無かったので、改めて質問する。

長崎大学は、以下の重要課題について、この協議会において地域住民とともに議論する考えがあるのか。

- ・ リスクマネジメントについて、これまでより更に議論を深める事
- ・ 情報開示のあり方、明確なルールづくりについて
- ・ 内部チェック（バイオセーフティー管理官）の具体的な役割、権限等について
- ・ 外部からのチェックのあり方について（第三者機関）
- ・ 地域住民との関わり方について（会議体等）
- ・ 地域住民の心のケアについて
- ・ 重大な事故やトラブルが発生した場合の、地域や社会への対応について
- ・ 事故やトラブルに対する罰則規定について
- ・ 万一、地域住民はじめ、外部に被害が及んだ場合の補償体制について

また、課題解決のためのスケジュール化、『工程表』が早急に必要ではないか、と問うたことについても、長崎大学は無回答であった。

この『工程表』の作成についてはどのように考えるのか。前回も述べた通り、今すぐにも必要な事だと考えるがいかがか。

2. 2の①について（立地について、地域住民の不安、何故長崎か？）

「地域住民は、この住宅密集地において、針刺し事故等の不測の事態が起こることを非常に恐れ、不安視している。この点をどのように考えるか。」との質問には回答が無かったので再質問する。

「長崎でエボラの疑いのある患者が出るような可能性は極めて低いのではないか」についての再質問。これにも回答が無かったので再々質問する。

これまでも地域住民から再三意見のあったことだが、エボラ感染者が海外から日本に入ってくる可能性が最も高いのは東京であり、首都圏であろう。

よって、エボラ感染者の治療を理由として BSL4 施設を造るのならば、それは長崎ではなく、その必要性が最も高いところにすべきと考えるがいかがか。

3. 2の②について（住民アンケートについて）

住民アンケートについては、道津委員の問題提起からどれほど時間が経過しているだろうか。長崎大学はこれまで、協議会で毎回毎回、「検討します」を繰り返すのみであった。

建設工事が始まった今、地域住民からは時間稼ぎと受け取られても仕方がないのではないか。

住民アンケートをいつ、どのような形で行うのか。

また、アンケートの内容や実施方法については、協議会で十分な議論を経るべきと考えるがいかがか。

4. 2の③について（委員公募について）

委員公募に関して、去年の事例を記した。

私の選考結果が他の公募者より相当日数早く届いたのは、その時、実際に公募された方に確認したことで判明した事実である。

5. 2の④について（住民の抱えるストレスについて）

施設の安全性確保が住民の不安を軽減させる、という点についてはその通りと考える。

そうであるからこそ、上述したように施設の安全性を担保する仕組みづくりは待ったなしなのではないか。

一方で、仮に施設の安全性を万全に確保できたとしても、住民の不安はゼロにはならないであろう。中にはストレスによって体調に影響を及ぼす人が出てくるといった事態もありうる。このような事を想定して、『住民の心のケア』という課題について、事前に十分な対策を用意しておくべきと考えるがいかがか。

6. 2の⑤について（炭疽菌他について）

質問したのは、炭疽菌についてのみではない。現在想定していないウイルスや、遺伝子組み換え実験、また、放射性物質を用いた実験（これも長崎大学は行わないとしている）等についても同様である。

現在予定していないウイルスの持ち込みや、現在想定していない実験を行おうとする際に、学内及び学外における意思決定の仕組みがきちんと準備されていることが地域住民の安心につながると考えるがいかがか。

また、回答に「本学のBSL-4施設にそのような病原体等を持ち込む際には、あらかじめ地域の皆様にご説明しながら進めていきます」とある。

この場合、地域住民の同意を得て進めるべきであって、地域住民には説明すれば事足りるとの長崎大学の考えに、地域住民は到底納得できないであろう。

長崎大学はこの点をどのように考えるか。

7. 2の⑥について（情報公開、及び外部からのチェック機関について）

【外部からのチェック機関について】

日本国内に前例のないBSL4施設の安全性を100パーセントとするためには、外部からのチェック機能は最も重要な要素の一つである。

よって、既存の枠組みを超えるような仕組み、第三者機関をこれから新たに作っていくべきと考えるがいかがか。

文部科学省、厚生労働省、警察庁に加えて専門家も参加するような、省庁横断型・専門的組織をつくる事は、結果、地域住民の安心につながるのではないか。それこそがまさに『世界最高水準』であると考えられるがいかがか。

以上の質問については十分な回答が無かったので再質問する。

長崎大学は既存のやり方でチェック機能は十分と考えているようだが、施設の安全を万全にするため、そして地域住民の安心につなげるためにも、新たに、外部からのチェック機能を作っていくことが必要だという趣旨で質問したのであるがいかがか。

また、資料4-1について

① 法律 第56条の30、31（46ページ）

報告徴収や立入検査について

これは定期的な報告や立入検査がなされるということか。すなわち、BSL4施設において、定期的な報告や監査等が実施されることを意味するのか。

② 法律施行規則 第31条の24 2 (34ページ)

(中略) 十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる、とあるが、この内容について説明していただきたい。

BSL4 施設に携わる者全員に、例外なく教育や訓練は必要だと考えるがいかがか。

③ 法律施行規則 第31条の26 2 (36ページ)

ここでは、必要な帳簿への記載をデジタルデータで記録する事を認めている。この事に関して、データ改ざんができないような方法、仕組みが必要と考えるがいかがか。

④ 法律施行規則 第31条の26 4 (36ページ)

帳簿の保存期間に関して、帳簿の閉鎖後5年間とある。

しかしながら、BSL4 施設において、このような重要なデータについては、法令を超えて、永久保存とすべきではないか。

【情報公開について】

回答には、「BSL-4 施設に関する情報の積極的な開示に関しても、これを参考に検討を行ってまいります。」とある。

けれども、前回述べた通り、地域住民は、長崎大学の情報開示の姿勢に強い疑念を持っている。先般の大学病院における出火事故に際しての対応を見て、その疑念は更に深まったのである。

従って、情報開示のあり方については、これまでのやり方でよしとするのではなく、今後協議会において、地域住民と十分な議論をする必要があると考えるがいかがか。

いうまでもなく、外部からのチェック機能及び情報公開は、BSL4 施設を安全に運営する上で、極めて重要な意味を持っている。

この点に関し、長崎大学は、「感染症法の安全規制がなされているのだから、情報公開に関する法律に基づき対応しているのだから、新たな仕組みづくりなど必要ない」と考えているのではないか。

法令順守は、大学として、企業として、いわば最低限の事に過ぎないと考える。外部チェック機能や情報公開に関して、法律等、既存の枠組みを超えた、新たな仕組みをつくっていくことが BSL4 施設の安全を担保し、ひいては地域住民の安心につながるものと考えがいかがか。

上記①から④の事項も、このことを示唆しているものと考えがいかがか。

8. 2の⑧について（監理委員会への質問会資料提出について）

質問会資料については、「監理委員会に資料として提供するよう」とある。
この結果について質問する。

9. 追加質問（監理委員会委員等の協議会への出席）

前回（第24回）協議会において、監理委員会委員に、本協議会に参加していただく事を提案したが、結果について質問する。

なお、以前に梶村委員から、厚生労働省からも協議会に参加すべきではないかとの意見が出されたが、その後結論は得られていない。

また、バイオセーフティー管理官が任命された際も、私はその方の協議会への参加を希望したが、これも結果を聞いていないのである。

以上、今回も地域住民としての真剣な思いを記したものである。

改めて、長崎大学からの誠実な回答を希望する。

地域連絡協議会の開催日時と意見・質問の設定について

これまで、開催日時については、まず各委員の都合を数ヶ月先まで確認した上で、大学の都合に合わせた日が決定されて、各委員に連絡があり、開催日の約1ヶ月前に意見・質問の提出を求められていました。

この決定方法については、出席の調整が困難なので、半年か1年前には纏めて提示して欲しいという声も上がっていました。

事前に日程が決っていれば、長期にわたって予定を立てやすくなります。

又、事前の意見・質問の提出は、協議会開催日よりとても早くいつも慌ただしい為、期限までに提出することは、かなり厳しいものがあります。

今回は第1回の日程も決まっていなのに、4/17(水)迄の提出を求められており、違和感を覚えました。

今年度は、これまでよりも細かな議論を行っていかねばなりませんので、

開催日程と意見・質問の提出について、次の提案を行いたいと思います。

これらが事前に分かっていることにより、日程決定に至る諸連絡と回答に費やす時間を無くすことが出来、本来の協議に時間をかけることが出来ると思います。

今回、委員に対して6ヶ月先までの予定を尋ねられたので、第一回開催日が決まったうえで、意見・質問の提出依頼があるものと思っていました。

日程が決定していないのに、4/17までに意見・質問の提出を求めるとするのは、納得がいきません。

日程決定のやり方は色々あると思いますが、半年か1年先の予定を立てて、事前に連絡していただきたいと思います。

日程が変更となる場合は、その都度連絡をお願いします。

委員からの意見・質問の提出締め切りは、開催日の2週間前迄にして下さい。

十分な協議を行うために、開催を月1回は行っていただきたいと思います。

以 上

※4月17日(水)までに、メール又はFAXにてご送付願います。

なお、この様式以外で送付いただいても結構です。

〒852-8521 長崎市文教町1番14号
長崎大学感染症共同研究拠点
メール: bsl4_jimu@ml.nagasaki-u.ac.jp
電話: 0120-095-819(直通)
FAX: 095-819-2960